

平成 26 年 8 月 26 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 26 年 8 月 26 日（火）開会：午後 1 時 59 分 閉会：午後 4 時 40 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）
副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）
委員 大石伸雄（政新会）
西田いさお（むの会）
野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）
八木米太郎（蒼士会）
山田ますと（公明党議員団）
他に、地方自治法の規定に基づき、岩下彰議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

岸利之、よつや薫

6 一般傍聴者

2 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 大野詔三
次 長 北林哲二
庶務課長 原田順子
議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）議会基本条例について

議会基本条例に定める小理念について、協議しました。

まず、「視察」に関する小理念について、前回の委員会（8月11日）で、「視察」と「研修」は本質的に目的が異なるため、別々に規定すべきとの意見があり、委員長が整理することとされていたため、新しい条文案（小理念の名称を「研修及び調査研究等」に変更）を各委員に説明し、次のとおり仮決定されました。

会派及び議員は資質向上の一助として積極的に研修を行わなければならない。

議会、会派及び議員は市政の諸課題に関する見識を深め、もって市政の発展に寄与するため、視察等の調査研究に努めるものとする。

公費による研修及び調査研究等の実施にあたっては最小の費用で最大の効果が得られるよう留意し、事前及び事後の手順については本条例施行規則を順守するものとする。

議会、会派及び議員は研修及び調査研究等の実施により得られた情報等の共有を図るとともに、当該報告書を公開し、担当局への報告・提言等を通してこれらの成果が最大限活用されるよう心掛けるものとする。

次に、他に検討すべき小理念について、各派の意見を聴取しました。小理念として独立（章立て）すべきとの意見がある「議会と住民の関係」「最高法規性」については、新たな小理念は設けず、現在の章立ての「目的」の中に盛り込み、今後それを条例の前文として記述することで、各派の意見が一致しました。なお、「最高法規性」については、その文言自体にこだわりはなく、本条例は議会に関する基本的な事項を総合的かつ体系的に規定する条例であるため、他の議会に関する条例等と整合性を保ちつつ体系化が図られなければならないという趣旨を規定していただきたい旨、提案会派から補足説明がありました。

また、どこかの小理念で触れるべきとの意見がある「議員間の自由討議の充実」の概念については、「委員会」の章に下記の文言（下線部分）を加えることで、仮決定されました。

委員会において議員はその所管事務の調査、研究、審査に責任を負い、議案提出や提言、及び議員間の積極的な討議を行い、ひいては住民の福祉の増進に寄与することをその目的とする。

また、「議員定数」については、「議会」の章の第3項の次に、「議員定数については、西宮市議会委員会条例による」という条文を加えることで、仮決定となりました。

次回（10月14日）の委員会で、引き続き協議することとなりました。

（2）議会活性化・透明化促進について

議会活性化・透明化促進について、「インターネット中継（TV中継）」「資料のデジタル化（IT化）」「議会だよりの拡充」を実施する場合の、財源の捻出方法について協議しました。

「インターネット中継（TV中継）」及び「議会だよりの拡充」については、議員定数の削減、又は議員定数及び政務活動費の削減により捻出すべきとする会派、会派内では意見が分かれているものの、議員定数の削減も検討の余地があるとする会派、議員定数の削減とは切り離して費用を検討すべきとする会派にそれぞれ意見が分かれました。また、「資料のデジタル化（IT化）」についても議員定数の削減、又は議員定数及び政務活動費の削減により捻出すべきとする会派、実施費用が多額とならないことから、議会費で要求すべきとする会派、何を置いても実施すべきとまでは考えないとする会派に、それぞれ意見が分かれました。このようなことから、議会活性化・透明化の促進において議員定数を削減して何かを行うことについては、意見の一致を見ませんでした。

本協議事項は、議員定数に関する協議から始まったものではありませんが、それぞれの提案内容は、それ以上に意味があり、実施すべきであるとの意見で一致していた事項でもあるため、今後は議員定数と切り離して内容の充実と具体的な費用のあり方について、引き続き協議することとされました。

（3）常任委員会の在り方について

常任委員会の在り方について、常任委員会の数を5つとすることを検討するにあたり、同時に審議の質を向上させるための方策について協議しました。

まず、「発言の義務付け」について、前回の委員会で委員長から説明があった提案

内容（５項目）に対する各派の意見を聴取しました。

次に、「資料の配布時期」について、全会派が合意された見直し案（資料の配布時期と予算・決算特別委員会等の開催日まで間隔を、現在の原則中６日（土日を含む）から、資料の配布日を２日程度前倒しし、原則、中８日（土日を含む）とする。）について、事務局から説明がありました。この見直し案についての意見は、関係部局すべてに照会しており、全体の取りまとめには至っていないものの、概ね実施可能との回答の傾向にあること、一方、日程が休日と重なり中８日を超える場合や、議案によっては前倒しが難しい場合があるなどの意見がありましたが、次の委員会までに、事務局は市長事務局から最終的な回答を得るとともに、その協議内容を文書として残しておく手段を検討し、報告することとされました。

次に、「質疑の効率化」について、各派の意見を聴取し、「明確な錯誤」「著しい趣旨不明瞭」「不適切発言」「答弁済内容のみにとどまる質問」があれば委員長が積極的に議事整理権を発揮するとのことで、各委員の意見が一致しました。また、「委員長もしくは副委員長が議案内容のまとめを述べることに努める」についても、ガイドラインを作成するなど奨励的な意味合いにおいて実施することについては、各委員がこれを了とされました。

次に、適切な委員会定数について、各派の意見を聴取しました。本協議事項は、議員定数に関する協議から、常任委員会の適正人数を検証することを企図して始まったものでありますが、適正な委員数は概ね８人前後としてまとめることができるものの、その人数をもって議員定数との一致を図ることは難しいとの結論となりました。既に常任委員会の数を５つとする方向性は確認されているため、今後は来期のしかるべき時期に実施することができるよう、更に議論を進めていくこととされました。

次回の委員会で引き続き協議することとなりました。

（４）その他

ア 神戸市会の視察報告について

本年８月１８日に実施した管外視察（神戸市）について、常任委員会に準じて、９月１８日を目処に、視察報告書を事務局に提出していただくよう、各委員に説明しました。

イ 管外視察について

本年１０月７日及び１０月８日の両日に予定している管外視察の概要（下記）について、事務局から説明がありました。

（１０月７日）

・逗子市（仮題）議会のクラウド文書共有システムとタブレット端末の導入について

・四日市市（仮題）議会報告会の実施について

（１０月８日）

・豊田市（仮題）地域市議会報告会の実施について

なお、本視察の旅費は政務活動費によることとなりますが、常任委員会の視察と同様、視察終了後は視察報告書を作成し、ホームページに掲載することとなりました。また、本視察について、事務局から全議員に通知し、委員以外の参加者も公募することとなりました。

ウ 政務活動費について

政務活動費について、委員から現在前払いである交付方法を後払いとすることを検討すること、及び政務活動費の交付額を減額することについて本委員会で協議を行いたい旨の提案がありました。各委員はこれを持ち帰り、本委員会の検討事項として協議することについて、各派の賛否の意見を用意することとなりました。また、事務局は政務活動費の後払いを行っている自治体の具体的な実施例について調査するとともに、政務活動費の過去3年間の全体の執行率の資料を用意することとなりました。

次回以降の委員会の日程

平成26年10月14日(火)午後2時00分～午後4時30分

平成26年10月24日(金)午前9時30分～正午

平成26年11月10日(月)午後2時00分～午後4時30分

平成26年11月25日(火)午後2時00分～午後4時30分

平成26年12月25日(木)午後2時00分～午後4時30分

以上